

報告第10号

知事専決事項報告

次の事件は、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないと認め、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分したので、これを報告し、その承認を求める。

令和6年6月17日

長 崎 県 知 事 大 石 賢 吾

令和5年度長崎県長崎魚市場特別会計補正予算（第2号）

令和5年度長崎県長崎魚市場特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,881千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ215,776千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 使用料及び手数料		千円 162,562	千円 Δ1,928	千円 160,634
	1 使 用 料	162,562	Δ1,928	160,634
2 繰 入 金		58,092	Δ4,323	53,769
	1 一般会計繰入金	58,092	Δ4,323	53,769
3 繰 越 金		1	8	9
	1 繰 越 金	1	8	9
4 諸 収 入		2	1,362	1,364
	1 雑 入	2	1,362	1,364
歳 入	合 計	220,657	Δ4,881	215,776

歳 出

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 農林水産業費		千円 220,657	千円 Δ4,881	千円 215,776
	1 水産業費	216,666	Δ4,881	211,785
	2 公 債 費	3,991	0	3,991
歳 出 合 計		220,657	Δ4,881	215,776